



令和8年度

まちづくり移動町長室

～声をつなぎ 未来を創る 一緒に築く安心のまちへ～



本日の流れ

○町の状況の説明

1. 令和8年度予算について
2. 地域インフラ整備と施設
の長寿命化
3. ふるさと納税
4. 安全・安心に向けた防災対策
5. 公共交通・移動支援
6. 地域コミュニティ
7. こどもの権利条例
8. 教育・こどもたちへの支援
9. 福祉制度の見直し
10. 健康増進・療養支援

⇒意見交換

令和8年度予算について

令和8年度当初予算額 105億2,700万円

○重点的方針

- ①公共施設の利便性、機能性を高めるまちづくり
 - ・新庁舎整備、ラディアン大規模改修 など
- ②子どもの笑顔がかがやく、子育てと教育のまちづくり
 - ・こども権利条例策定に向けたこども会議の開催、多様な学び場の確保・拡充 など
- ③気候変動対策による 持続可能なまちづくり
 - ・LED照明器具買換促進事業、雨水貯留槽設置・雨水止水板の購入補助 など
- ④誰もが自分らしく 安全・安心に暮らせるまちづくり
 - ・介護予防と健康づくりの一体的な支援の推進、ニーズに合わせた障がい者施策等の構築 など
- ⑤活力があふれる、選ばれるまちづくり
 - ・二宮ブランドのマーケティング戦略の強化、オンライン移住相談会の充実 など
- ⑥新しい時代に向けて、しなやかに対応するまちづくり
 - ・より使いやすい行政手続きのオンライン化の促進 など

新庁舎整備

新庁舎整備については、これまで議会においても一定の理解のもと建設予算の債務負担行為や位置条例の議決をいただいているため、今後も事業を推進していきます。

現在

都市計画法第29条の開発許可取得
(土地の造成に関する許可)



引き続き

建築確認申請（建物を建てる許可）
にむけて様々な手続きを進めています。



工事内容等は、広報紙やホームページ等で随時お知らせします。

ラディアン大規模改修



主な工事内容

- ①老朽化対策
屋根・外壁・空調機器の更新
- ②新しい法律への対応
特定天井対策(ホール、モール)
エレベーターの更新
- ③利便性向上・機能性向上
授乳室・搾乳室設置
交流スペース・学習スペース設置など

令和9年1月中旬から令和10年12月末まで大規模改修工事にと
なう休館を予定しています。

その他公共施設の大規模改修

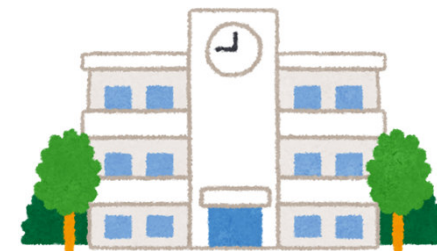
山西プール



- ・ 令和10年度に工事を実施
- ・ 令和11年度リニューアルオープン

令和10年度の秋口から工事を実施するため、プールの開設には影響ありません。

二宮中学校特別棟



- ・ 外壁等の大規模改修
- ・ 令和8年度に工事を実施

今回の改修により現況調査でD判定(早急に対応が必要)となった学校すべての改修が完了

未利用地の活用と借地の適正化

- ・ 未利用地などの公有地の不動産鑑定を行い、売却を含めた活用を検討していきます。
- ・ 借地の解消、借地料の適正化などの対策を推進していきます。

○小児病院跡地



○吾妻山公園



ふるさと納税の推進

○ふるさと納税返礼品数

令和6年度

18事業者・44品



令和7年度

25事業者・76品

令和6年度以降、ふるさと納税返礼品が大幅に拡充



地元のこだわりの逸品やユニークな体験型商品など、二宮町ならではの魅力を存分に味わえる内容となっています。

旧町民温水プールの有効活用

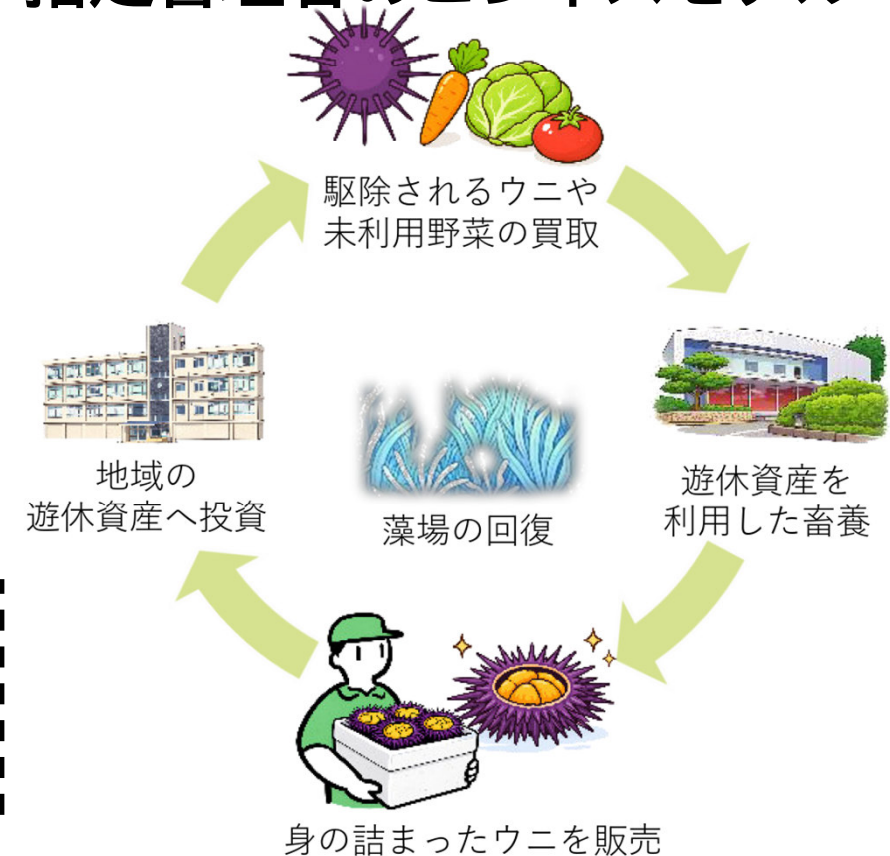
旧町民温水プールを水産物（ウニ）の畜養場として、有効活用します。

指定管理者

株式会社TERRIA

本年度より、施設改修、畜養を開始し、成長できた水産物の販売事業を行っていきます。

指定管理者のビジネスモデル



災害への備えについて

○主な災害備蓄 (抜粋)

長期保存食	約 1 万 4 千食
毛布	約 1 万枚
組立式トイレ (内簡易)	166基 (112)
非常用飲料 (ペット)	6900ℓ



○主な災害協定 (抜粋)

物資や資機材の調達 (食料、燃料、運搬等)	34件
施設利用 (要援護者等の緊急受入、一時避難場所等)	21件
応急復旧 (工事、広報、医療、防疫、被害認定等)	33件



○今後の方向性

- ・ 災害関連死対策として、避難所環境の向上と在宅避難の推奨
- ・ 発災後のフェーズを考慮した、備蓄と受援による物資提供の精査
- ・ 地域や団体 (子育て世代、高齢者等) への防災啓発等の支援

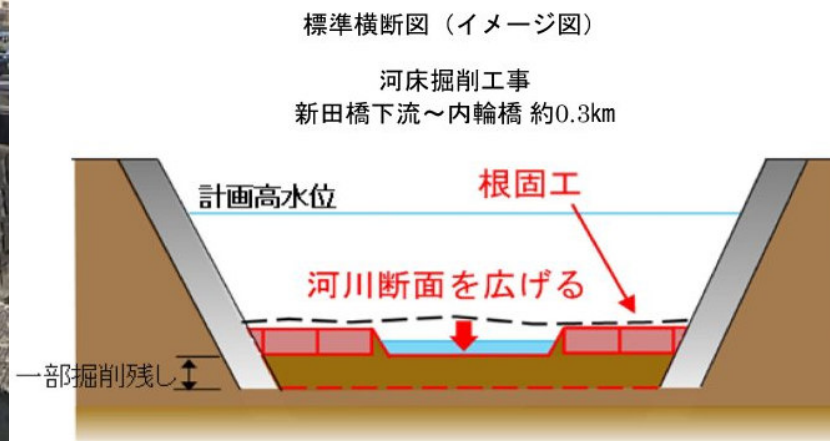
葛川水系流域治水対策

気候変動による水災害の激化を踏まえ、神奈川県などの流域関係者と協力し、流域治水対策を進めています。

対策内容

○河床掘削

R7年度新田橋付近を実施
R8年度以降も引き続き工事を実施



○目盛板の設置 など

内輪橋・花月橋・新田橋
に設置



地域公共交通(移動の足を支える取組)

民間路線バスの状況

○2024年問題などの影響から、
2030年度(令和12年度)には約25%
の運転士不足が予想されるため、町
との協議が始まっています。

○コミュニティバスの再編も検討

通院・通所支援

○タクシー利用助成券の利便性向上

- ・ 1回の乗車で利用できる枚数を1枚から
2枚に拡充(1枚500円)

買い物支援

6/24開始

○日常生活を支える取り組みとして
移動スーパーによる支援を強化

- ・ 生鮮品から家庭用品まで数多くの品揃え
- ・ 原則、週1回決まった場所に
- ・ 支払いは現金のほか、クレジットカード・
電子決済可



地域コミュニティの強化

地域コミュニティの強化に向けて、地域役員の負担軽減などの取組を進めています。

これまでの取組

○町委員への充て職の縮小

○さまざまな役職を公募化

・ 青少年指導員 ・ スポーツ推進委員 ・ 健康づくりサポーター など

○自治会・町内会等の取組事例等の紹介・共有

今後も自治会、町内会や他市町の事例を共有していきます。



©東京ハイジ/二宮町

こどもの権利条例

令和9年6月上程予定

こどもの権利

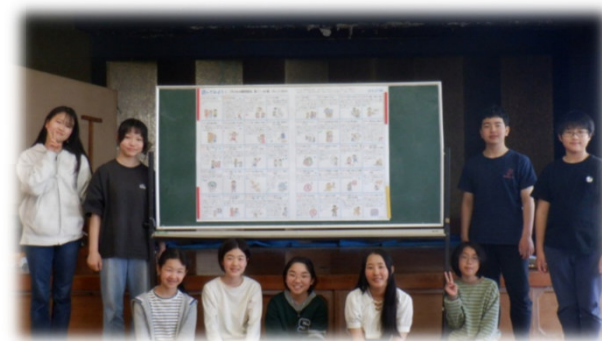
子どもが社会の一員として尊重され、必要な権利が守られることを目的にこどもの権利条例を制定します。

- 1. 生きる権利 命が守られ、健康に育つこと
- 2. 育つ権利 教育や遊びを通して成長できること
- 3. 守られる権利 虐待や差別などから守られること
- 4. 参加する権利 自分の意見を言い、尊重されること

条例制定に向けて

- 令和7年度にファシリテーター養成講座を開催
- 7月12日：途中経過のオープンハウス開催
- 7月28日：教育講演会を開催

にのみや
こども
まんなか



こども会議

こどもが「自分のことについて意見を言う権利（意見表明権）」を保障し、その意見を尊重するため、公募により「こども会議」を組織しています。

○開催内容

会 議	話し合いの内容
第1回	こどもの権利が大切にされているとき/されていないときを考える など
第2回	「尊重される社会」「安心できる暮らし」について描く など
第3～4回	令和8年度開催予定

今後のこども会議

こどもの権利条例についての会議が終わったあとも、こども会議は、町の事業や計画について意見を言える場に。



小中一貫教育 「にのみや学園」

令和5年度から施設分離型の小中一貫教育をスタート

共通性・一貫性のある教育

○小・中学生の交流

👉 授業見学や部活動体験などによる交流

○小学校同士の交流

👉 対面・オンラインで交流会を実施

○小・中学校の教員によるカリキュラム研究

👉 教科ごとに9年間を見通したカリキュラム研究の
実施

二宮町ならではの「英語教育」

○小学校1年生から外国語指導助手 (ALT)の派遣

👉 生きた英語に触れあうことで英語の楽しさ
を感じ、自発的な意欲を育む



すべてのこどもたちへの切れ目のない支援

○発達に心配のある子への支援

就園前の子

👉 親子発達支援教室による支援

幼稚園・保育園の子

👉 作業療法士による巡回相談

小学生の子

令和8年度から開始

👉 作業療法士による巡回相談



©東京ハイジ/二宮町

作業療法士の派遣により、
身体の使い方の助言を行う
ことで今後のさまざまな
つまづきを軽減する効果
があります。

誰一人取りこぼさない 多様な学び場について

教育支援センター (教育委員会の2階)	校内教育支援センター (各小中学校)	通級指導教室 (各小学校)	通級指導教室 (各小学校)
教育支援室 「やまびこ」	校内教育支援センター 「ほっとルーム」	ことばの教室 「そにつく」	まなびの教室 「リエゾン」
心理的、情緒的な要因により、登校しない、あるいは登校したくても登校できない状態にある児童生徒	学校には来れるが教室に入りづらさを感じる児童生徒 気持ちをクールダウンさせたい児童生徒	ことばや聞こえ等に不安のある児童	友だちとのかかわりや集団行動が苦手な児童

小学生

中学生

教育関係の施策

○学校給食の無償化

小学生

令和8年4月から全額補助し無償化

中学生

令和6年4月から全額補助し無償化



○フリースクール利用料の補助

対象：町立小中学校に在籍し、不登校状態にあり民間のフリースクールを利用

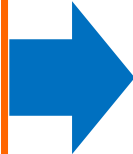
利用料の2/3を補助(上限15,000円/月)

障がいのある方の地域生活を支える制度の充実

地域での暮らしを充実させ、社会参加を後押しする制度を強化し、在宅で生活する障がい者への支援を見直していきます。

障がい福祉制度の経過

制度が現在ほど整っていなかったため、町が独自の経済的支援



法の整備により、障がいのある方が地域で暮らし、社会参加し、その人らしい生活するための制度の充実



グループホームや就労支援事業所などの増加に伴い、利用者の選択肢も増加

個々の障がい特性に応じたサービスを選択できるようになった。

一律的な給付制度から、移動・通所・通院・相談等、日常生活におけるより具体的な場面で必要となる支援を充実していきます。

健康増進・療養支援について

○**特定健康診査** 40歳以上の国民健康保険加入者を対象に健康診断を実施しています。

・**受診率の推移**

年度	受診率	県内順位
令和4年度	35.8%	11位
令和5年度	34.9%	18位
令和6年度	44.3%	1位
令和7年度	44.7%(速報値)	1位

受診率向上に向けた取組

受診券を発送後、未受診の方へは、AIを活用し、これまでの受診傾向に合わせた勧奨通知を送付。
(令和6年度開始)

○若年がん患者の在宅療養支援

自宅で療養している若年がん患者の方が、住み慣れた自宅で安心して生活が送れるように介護サービス等の費用を助成します。

費用の9/10を補助
(上限54,000円/月)

対 象 40歳未満の末期がんと診断されたがん患者の方の在宅療養にかかった費用

補 助 ①訪問介護サービス費②福祉装具の購入・レンタル費用



意見交換

あなたの意見をまちづくりに！



終わりに

ご参加ありがとうございました。
アンケートにご協力ください。

ネットで回答



アンケート用紙にある二次元
コードを読み込み回答ください。

紙で回答



受付のアンケート回収箱
に入れてください。